

**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**  
(日本共産党は反対。下に反対討論を掲載)

雇用促進住宅については、規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、平成20年4月1日付で廃止決定された650住宅について、退去を求める突然の通知文の配布などにより、現場に多くの混乱が生じている。

高齢世帯や転居先のない長期入居者などに大きな不安と、入居者の現状と意向を把握しないまま的一方的な手法に大きな疑問が生じている。

よって、政府ならびに国会におかれでは、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 入居者の現状と意向を把握し、抜本的に手法を見直すこと。
2. 現在、雇用促進住宅へ入居している方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実させること。
3. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう、個々に対する丁寧な対応、入居者説明会を急ぐこと。
4. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え、転居先が決まらない入居者については、転居先が定まるまでの期間猶予など、十分な配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

滋賀県議会議長 上野 幸夫

---

**滋賀県議会「雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書（案）」**

**反 対 討 論**

2008年9月  
日本共産党県議団 西川仁議員

意見書第15号、雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書（案）に反対します。

今年の5月、平成19年12月24日の閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」においては、平成23年度までに全住宅数の2分の一程度前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずることとされました。そのため、当住宅については、平成20年4月に新規入居者を停止し、普通借家契約の契約期間更新の中止の措置（入居者の退去）を講じつつ、雇用促進住宅の廃止をすすめていくこととしております。との内容の文書が入居者の皆さんへ配布されました。

通知文を見た居住者の多くの方から日本共産党の国会議員や地方議員に相談が寄せられました。

この問題を重視して、居住者の方がどのような思いなのかと、入居者への緊急アンケートを取り組みました。6割以上が「明け渡しに応じられない」「応じたくても転居先がみつからない」と答え、「現家賃以上のところでは生活できない」「妻は病院に通っている。引っ越しにも預金がない」「外国人だから他の所は貸してくれない」など怒りと不安の声が寄せられました。

何に不安を感じていますかの問い合わせには、転居先がすぐに見つからないがもっとも多く、76%。次いで家賃が高くなるのではが71%。預金がないが52%となっています。

入居者の不安を解消するのは、住宅の廃止を白紙に戻し、居住権を補償することです。

自公政治のもとで、全国で14万戸、35万人が住んでいる雇用促進住宅を全廃し、居住者の入居契約を打ち切り追い出すとんでもないことが具体化されてきました。雇用促進住宅は滋賀県内に、11市町20団地、1620戸があり、公的住宅として重要な役割を果たしています。

雇用促進住宅は、1950年代の後半からのエネルギー転換強行による炭鉱閉山などによって、移転・離職を余儀なくされる人々の住宅確保を目的に、1960年から雇用促進事業団、現在の雇用能力開発機構が建設を始めたものです。そのご、移転就職者向けだけでなく、仕事と住まいを求める人を対象にする、入居者資格の緩和がされました。

9年前に特殊法人改革の一環で、雇用促進事業団を解散し、新設した雇用能力開発機構に業務を引き継がせたとき、住宅事業から撤退を決めました。

それでも35万人が入居していますので、地方自治体に譲渡するか、できなければ耐用年数が経過した後、廃止する方針で「30年程度を目指す」と一定の時間をかけたもので、居住者に一定の配慮をしなければならない状況でした。

しかし、その後、2005年末の規制改革・民間開放推進会議第二次答申での見直しで「30年程度かけて」の方針を撤回し、「民間事業者のノウハウを活用し」「できるだけ早い時期に廃止」とすると変更して以後、次々前倒しし、今年4月にはいっきょに住宅の半分程度まで廃止することを決めてしまいました。県内では石山寺宿舎をはじめ、10団地703戸の世帯にもなります。

このような中で、居住者の声や日本共産党国會議員団・地方議員団と住民運動の連携で、繰り返し厚生労働省などと交渉を重ねてきました。今年の8月26日の日本共産党国會議員団の舛添要一厚生労働大臣への申し入れは、1、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定を白紙に戻し、「入居者説明会」に連動した再契約通知を中止することなどをはじめ、5項目の申し入れを行い、その場で改善策を約束していました。9月9日に、「強制退去はさせない」と約束し、方針を変更してきています。それによれば、全入居者に十分な説明を行う、低所得、高齢者など転居先確保に困難を伴う（入居者）に特段の事情を考慮する。適切かつ公平に退去に向けた準備期間を確保するなどです。

これまで、石山宿舎で実施しているように、機構は説明会開催後、契約終了の個別の通知をだしていました。これも中断させ、退去期限も1年間延期となり、今後784すべての団地で説明会を開くまでは契約終了の通知をしないことになっています。

しかし、廃止決定を白紙撤回したわけではありません。

意見書案の具体的な要望項目は、これまでの厚生労働省などの回答の範疇であり、政府が平成15年雇用促進住宅問題検討会の内容よりも後退したものもあることから、住宅入居者の居住権を守る立場からに立ちきれていない内容になっています。厚生労働省など政府へ、雇用促進住宅の廃止撤回と強制退去させないように求める意見書が、今の情勢で必要です。

この問題を正しく解決するうえで、「廃止撤回」の文言が入っていない意見書では、入居者の期待に応えられものではありません。よって本意見書案に反対するものです。